

武蔵野市良質な住まいづくり活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市において良質な住まいづくりに結びつく自主的かつ公益的な活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を助成することにより、団体の活動の健全な発展を促進し、良好な住宅及び住環境の形成を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、助成対象活動とは、市内に居住し、又は勤務する者を主たる構成員とする団体（政治又は宗教に関する活動を主たる目的とするもの及び営利を目的とするものを除く。）が、市内において行う良質な住まいづくりに資する自主的かつ公益的な活動であって、営利を目的とし及び政治又は宗教に関する活動でないものをいう。

(助成対象となる経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成対象活動に要する費用のうち、講演会、講習会、相談会及び見学会の運営に要する経費とする。ただし、助成対象活動を行う団体の人件費及び事務所の維持管理に要する経費を除く。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する経費のうち、1団体につき年間10万円を限度として予算の範囲内において交付する。ただし、1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

(助成申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成対象活動を実施する前に、良質な住まいづくり活動助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 団体の構成員の名簿
- (2) 団体の収支に係る予算書
- (3) 活動に係る収支予算書
- (4) 活動計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、助成金の交付を決定し、良質な住まいづくり活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付額、条件等を付して当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成しないことを決定した場合は、良質な住まいづくり活動助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該団体に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により、交付の決定の通知を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は、申請の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ良質な住まいづくり活動助成変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、協議を行わなければならない。

2 助成決定団体は、活動の実施が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、協議を行わなければならない。

(完了報告及び助成金の交付)

第8条 助成決定団体は、助成対象活動が完了したときは、良質な住まいづくり活動完了報告書兼助成金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該活動が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 活動に係る収支決算書
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する良質な住まいづくり活動完了報告書兼助成金交付請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成決定団体が次のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の決定を取消し、又は必要な処置をとるべきことを指示することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付している場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成決定団体に対する指導等)

第10条 市長は、この要綱の目的に則して助成対象活動が実施されるよう、助成決定団体に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行する。

様式 (省略)